北海道監査委員監査基準

（令和２年３月27日監査委員会議決定）
一部改正　令和６年８月30日

この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき、監査委員が行う、監査、検査、審査その他の行為の実施、報告等に関する基本原則を定めることを目的とする。

第１章　一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第１条　監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、道の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

２　監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事並びに関係のあるその他の執行機関に提出する。

（監査等の種類及び目的）

第２条　監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

⑴　定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、毎会計年度１回以上期日を定めて監査すること。

⑵　随時監査

前号と同様の目的で、監査委員が必要があると認めるときに監査すること。

⑶　行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

⑷　財政的援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

⑸　決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

⑹　例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

⑺　基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われてい

るか審査すること。

⑻　健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

⑼　内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

２　監査委員は、前項各号の監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の着眼事項及び実施方針を定めるものとする。

３　法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨を鑑みて実施するものとする。

（倫理規範）

第３条　監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第４条　監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

２　監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第５条　監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

２　監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（質の管理）

第６条　監査委員は、この基準にのっとって、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

２　監査委員は、前項の質の確保のため、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

３　監査委員は、監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第２章　実施基準

（監査等の計画）

第７条　監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の計画を策定するものとする。

２　前項の計画には、監査等の種類、対象、重点項目、時期、実施体制等を定めるものとする。

３　監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第８条　監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。この条、次条第２項及び第15条第３項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第９条　前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

２　監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第10条　監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等の計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

２　監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査を実地監査（監査対象部局等に臨場して監査することをいう。）又は書面監査（監査対象部局等からの提出書類により監査することをいう。）の方法により実施するものとする。

３　監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査について必要があると認めるときは、予備監査（監査の実施前において、予備的に監査することをいう。）を実施するものとする。

４　監査委員は、あらかじめ、監査等の対象、担当監査委員、実施年月日、場所等を定め、監査等の対象部局長等に通知するものとする。

５　監査委員は、必要があると認めるときは、別に定める監査等の資料の提出を、監査等の対象部局長等に求めるものとする。

６　監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査の結果について監査対象部局長等に通知し、是正又は改善を要する事項については、その再発防止策等の状況を記載した報告書の提出を求めるものとする。

（監査等の証拠入手）

第11条　監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

２　監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第12条　監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第13条　監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

２　監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第３章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第14条　監査委員は、定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事並びに関係のあるその他の執行機関に提出するものとする。

２　監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

３　監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

４　監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第15条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

⑴　この基準に準拠している旨

⑵　監査等の種類

⑶　監査等の対象

⑷　監査等の重点項目

⑸　監査等の実施内容

⑹　監査等の結果

２　前項第６号の監査等の結果には、第２条第１項各号に掲げる監査等の種類に応じて、当該各号に定める目的を踏まえて監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

３　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

４　監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

（合議）

第16条　監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

⑴　監査の結果に関する報告（定期監査、随時監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

⑵　監査の結果に関する報告に添える意見の決定

⑶　監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

⑷　決算審査に係る意見の決定

⑸　基金運用状況審査に係る意見の決定

⑹　健全化判断比率等審査に係る意見の決定

⑺　内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

２　監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び知事並びに関係のあるその他の執行機関に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第17条　監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

⑴　監査の結果に関する報告の内容

⑵　監査の結果に関する報告に添える意見の内容

⑶　監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第18条　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

２　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第４章　補則

（監査等の実施に関する事務手続）

第19条　この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関する事務手続は、事務局長が別に定める。

附　則

１　この基準は、令和２年４月１日から施行する。

２　北海道監査委員監査等実施要綱（昭和53年10月27日監査委員会議決定）は、廃止する。

附　則

この基準は、令和６年８月30日から施行する。